

新型コロナウイルスに関する支援策のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する補助金制度等の支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。
(令和2年7月7日時点)

■家賃支援給付金

売上の急減に直面する事業者に対して、地代・家賃・駐車場代等の負担を軽減、テナント事業者に対する給付金。【給付規程は現在準備中ですが、身内間での支払いについては対象にならない可能性があります】

・対象者 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月で以下に該当する者

①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少

②連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少 *①、②のいずれかで対象

・給付額 直近の支払家賃(月額)に係る給付額(月額)の6倍(6カ月分) 法人最大600万円
給付額(月額)、法人50万円、個人事業主25万円まで給付率は2/3

上記を超える場合は、給付率1/3(給付額上限月額 法人100万円、個人100万円)

・申請期間 令和2年7月14日～令和3年1月15日 *各地でのサポート会場は準備中です。

・申請方法 経済産業省家賃補助申請ページより申請(現在準備中)

詳細は、<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html> 経済産業省HPをご覧ください。

■持続化補助金個別相談会 追加日程のお知らせ

販路開拓や、コロナの影響を乗り越えるための持続化補助金(一般型・コロナ型)申請のための個別相談会につきまして、下記の通り追加日程をご用意いたしました。

申請を検討されている方は、ぜひご利用ください。なお、ものづくり補助金の相談も可能です。

・追加日程 令和2年7月17日(金)9時～12時 (1社1時間20分の相談)

7月21日(火)9時～17時30分

予約日を増やしました!
是非ご相談下さい!!

・場所 小田原箱根商工会議所2F よろず支援拠点(小田原市城内1-21)

・相談料 無料

・申し込み お電話にてお願いします。(小田原箱根商工会議所:0465-23-1811)

■雇用調整助成金 特例措置の拡充 (問合せ:ハローワーク小田原 0465-23-8609)

・特例期間を6月30日→9月30日に延長

・助成額上限 8,330円→15,000円に引き上げ(月額上限額33万円)*引き上げによる修正も可能

・助成率 中小企業(解雇等をしない場合)は、9/10→10/10に引き上げ

・教育訓練の助成金 中小企業(解雇等をしない場合)は、10/10に引き上げ(上記助成金に加算2,400円)

※教育訓練はオンラインでも可能

※専門家派遣等については小田原箱根商工会議所迄(TEL0465-23-1811)

■神奈川県 感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム

【<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/lineosirase.html>】

事業者の皆様が安心して店舗営業ができ、また、利用者も安心して来店・参加できるよう、新型コロナ感染者が発生した際にLINEのメッセージが届く神奈川県の取組。神奈川県のHPより登録をお願いします。

■業務改善助成金

厚生労働省が生産性向上を目的に、事業場内で最も低い賃金(事業内最低賃金)の引き上げを図る制度。設備投資などにかかった費用の一部を助成します。(令和3年1月29日申請締切)

・対象 事業場規模100人以下かつ事業場内最低賃金地域別最低賃金の差額が30円以内の企業に対して
【3/4以上の助成率、助成上限額450万 *引き上げ額、人数等で助成率、額が変わります】

・問合せ先 神奈川県働き方改革推進支援センター(TEL0120-910-090)

【問合せ】 小田原箱根商工会議所経営支援グループ TEL0465(23)1811

上記以外の支援策については、「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」のWEBサイトをご覧ください。